

令和7年7月11日

指名停止措置の概要

1 指名停止対象業者名及び住所

業者名 株式会社 ケイ・アーキテクト

住所 八戸市大字新井田字朴木沢14-28

2 指名停止の期間 令和7年7月11日から令和7年8月10日まで

3 指名停止の理由 正当な理由が無く落札決定後に契約を辞退し、著しく信頼関係を損なう行為があった。

問合せ先 総務課

電話番号 0175 (37) 2111